

船舶事故調査報告書

平成24年3月22日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 石 川 敏 行
 委員 根 本 美 奈

事故種類	同乗者死亡並びに乗組員及び同乗者行方不明
発生日時	平成23年7月6日（水） 07時05分ごろ
発生場所	群馬県みなかみ町奥利根湖 みなかみ町所在の矢木沢ダム中央部から真方位012° 1,700m付近 （概位 北緯36° 55.6′ 東経139° 03.7′）
事故調査の経過	平成23年7月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が行方不明のため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	モーターボート ^イ ^ワ ^ブ ^チ IWABUCHI、5トン未満 230-13136埼玉、個人所有 4.2m×1.54m×0.64m、FRP ガソリン機関15kW、平成16年1月 最大搭載人員3人
乗組員等に関する情報	船長 男性 52歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和56年7月1日 免許証交付日 平成20年2月15日 （平成25年4月6日まで有効） 同乗者A 男性 76歳 同乗者B 女性 77歳 同乗者C 女性 74歳
死傷者等	死亡 1人（同乗者B）、行方不明 2人（船長及び同乗者A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、適当な場所で接岸し、上陸して山菜採りをするため、平成23年7月6日06時30分～07時00分、矢木沢ダム近くの発着場を出航し、15時ごろに戻る予定で北に向かって奥利根湖を遡上した。 船長は、船尾に座り、船外機を操作して操船し、船体中央部の物入れ蓋の上に置かれた折りたたみ式簡易椅子2脚のうち、前方の椅子に同乗者Cが腰掛けて前方を向き、後方の椅子に同乗者Bが腰掛けて後方を向き、同乗者Aが同物入れの右舷側の椅子に腰掛けて後方を向いていた。 本船は、発着場から1,500m付近の水路が左右に分岐する水域に至り、右側の水路を続航中、同乗者Cが、左手で左舷側ガンをつかみ、風に飛ばされないように帽子を右手で押さえて下を向いていたとき、機関

	<p>音とは異なる「ガリガリ」という音を聞き、また、同乗者Aがそのことを船長に確認しているのを聞いた直後、07時05分ごろ船体が右に大きく傾斜した。</p> <p>同乗者Cは、甲板上に倒れて頭が右舷側になり、左足が椅子に挟まって痛みを感じ、船体がほぼ水平に戻って顔を上げたところ、後方水面に船長及び同乗者Bが見え、同乗者Aが身体は水面上にあって右舷後部のガンをつかんでいるのを見た。</p> <p>この頃、本船は、右旋回を始めていて、同乗者Cが同乗者Aに向かって「早く上がってきて」と叫んでいたところ、再び右舷側に大きく傾斜したので、再び甲板上に倒れ、船体がほぼ水平に戻って顔を上げたとき、3人の姿が見えなくなっていた。</p> <p>本船が、右旋回をしていたところ、コクチバス（通称ブラックバス）の駆除者2人が乗った船外機付作業船（以下「作業船」という。）が、定置網に向かって航行中であり、本船を発見して接舷したのち、1人が本船に飛び移って低速運転中の船外機を停止し、同乗者Cから落水者がいることを聞いて現場付近の搜索後、奥利根湖の監視事務所に関係先への通報を要請した。</p> <p>警察署、漁協、消防署及び矢木沢ダム管理者による搜索中、うつ伏せ状態で漂流中の同乗者Bが発見され、作業船が、揚収して人工呼吸などの蘇生措置を施しながら発着場に戻り、救急車に引き渡した。</p> <p>その後も行方不明になった船長及び同乗者Aの搜索が18日まで続けられたが、発見されず、行方不明となった。</p> <p>同乗者Bは、溺死と検案された。</p> <p>（写真 I W A B U C H I の船体及び船外機 参照）</p>								
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 1～2、視界 良好、気温 約17.4℃</p> <p>海象：波 なし、水面温度 約20.9℃</p>								
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、釣りのために奥利根湖を航行した経験が何回もあった。</p> <p>同乗者Cは、船に乗った経験がなく、船体及び機関の取扱いに関する知識がなかった。</p> <p>推進器の3枚の全翼端にわずかに曲損があったが、損傷時期を特定できなかった。</p> <p>奥利根湖には流木が多数流れ着いていた。</p> <p>船長及び同乗者Aは、行方不明のままである。</p> <p>船長及び同乗者全員は、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長は、身体が船外機から離れると自動的に機関を停止させることができるカールコードを付けていなかった。</p>								
<p>分析</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="513 1727 815 1776">乗組員等の関与</td> <td data-bbox="815 1727 1457 1776">不明</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 1776 815 1825">船体・機関等の関与</td> <td data-bbox="815 1776 1457 1825">なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 1825 815 1874">気象・海象の関与</td> <td data-bbox="815 1825 1457 1874">なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 1874 815 2065">判明した事項の解析</td> <td data-bbox="815 1874 1457 2065"> <p>同乗者Bの死因は、溺水であった。</p> <p>船長及び同乗者Aは、行方不明となった。</p> <p>本船は、奥利根湖を遡上中、船体が傾斜したことから、同乗者A及び同乗者Bが落水したものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	不明	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>同乗者Bの死因は、溺水であった。</p> <p>船長及び同乗者Aは、行方不明となった。</p> <p>本船は、奥利根湖を遡上中、船体が傾斜したことから、同乗者A及び同乗者Bが落水したものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	不明								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>同乗者Bの死因は、溺水であった。</p> <p>船長及び同乗者Aは、行方不明となった。</p> <p>本船は、奥利根湖を遡上中、船体が傾斜したことから、同乗者A及び同乗者Bが落水したものと考えられる。</p>								

		<p>船長は、傾斜した際、船外機のハンドルを握っていたことから、落水した可能性は低く、同乗者Bを救助しようとして湖に飛び込んだ可能性があると考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>本船は、最大搭載人員3人の船に4人が乗船し、船体中央部の物入れ蓋の上に置かれた折りたたみ式簡易椅子に同乗者B及び同乗者Cが腰掛けており、不安定な状態であったものと考えられる。</p> <p>船長は、カールコードを付けていれば、船外機から離れると機関が直ちに停止することから、本船が付近に停留し、また、船長及び落水者が救命胴衣を着用していれば、本事故の発生を回避できた可能性があると考えられる。</p> <p>本船は、沈木に乗り揚げて船体が傾斜した可能性があると考えられるが、船長が行方不明になったため、船体が傾斜した状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因		<p>本事故は、本船が奥利根湖を遡上中、船体が傾斜したため、同乗者A及び同乗者Bが落水し、また、船長が救助しようとして湖に飛び込んだことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
参考		<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救命胴衣を着用すること。 ・操船者はカールコードを付けること。 ・最大搭載人員を遵守すること。 ・操船者は、同乗者を乗せる場合、不安定な乗り方にならないよう留意すること。

写真 IWABUCHIの船体及び船外機

中央部物入れ

操縦者席

